

# 第12章 開 発 審 査 会

## 法 律

(開発審査会)

【第78条】 第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決その他この法律によりその権限に属させられた事項を行わせるため、都道府県及び指定都市等に、開発審査会を置く。

- 2 開発審査会は、委員5人以上をもって組織する。
- 3 委員は、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事又は指定都市等の長が任命する。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。
  - 一 破産者で復権を得ない者
  - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 5 都道府県知事又は指定都市等の長は、委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その委員を解任しなければならない。
- 6 都道府県知事又は指定都市等の長は、その任命に係る委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解任することができる。
  - 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - 二 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき。
- 7 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に關係のある事件については、第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決に関する議事に加わることができない。
- 8 第2項から前項までに定めるものほか、開発審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県又は指定都市等の条例で定める。

## 政 令

(開発審査会の組織及び運営に関する基準)

【第43条】 法第78条第8項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 開発審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定めるものとする。
- 二 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理するものとする。
- 三 開発審査会は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者。次号において同じ。）のほか、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができないものとする。
- 四 開発審査会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによるものとする。

## 福島県開発審査会条例

(趣旨)

【第1条】 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第78条第8項の規定により、福島県開発審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

**【第2条】** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

**【第3条】** 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**【第4条】** 審査会の会議は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する委員。以下同じ。）が招集する。

2 審査会の会議は、会長及び3人以上の委員の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

**【第5条】** この条例に定めるものを除くほか、審査会の議事その他審査会の運営に関して必要な事項は、会長が審査会にはかつて定める。

法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決等を行うため、福島県、福島市、郡山市及びいわき市に開発審査会が置かれています。

## 1. 開発審査会の事務

(1) 法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決

なお、会津若松市長、白河市長、須賀川市長、喜多方市長、相馬市長、二本松市長、田村市長、南相馬市長及び伊達市長が行った処分等に対する審査請求についても審査を行います。

(2) 市街化調整区域における許可に関する議決

- ① 法第34条第14号に該当する開発行為の許可
- ② 政令第36条第1項第3号ホに該当する建築等の許可

なお、会津若松市長、須賀川市長及び伊達市長が許可する案件についても審査を行います。

(3) 市街化調整区域内で地方公共団体等以外の者が行う土地区画整理事業を知事が認可する場合の同意

## 2. 開発審査会の組織等

(1) 開発審査会は、地方自治法第138条の4第3項に規定する地方公共団体の執行機関の附属機関です。

(2) 福島県開発審査会の委員は7人で、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関し、すぐれた経験と知識を有する方の中から、知事が任命しています。

## 3. 開発審査会の会議の公開等

開発審査会の会議の公開等については、「福島県開発審査会の会議の公開等に関する取扱要綱」を定め運用しています。

## 福島県開発審査会の会議の公開等に関する取扱要綱

### 福島県開発審査会

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、附属機関等の会議の公開に関する指針（平成12年4月1日制定）に基づき、福島県開発審査会（以下「審査会」という。）の会議の公開等に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (会議の公開)

第2条 審査会の会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する議案の審議については非公開とすることができます。

- (1) 個人に関する情報に係るものとして次のいずれかに該当するもの
  - ア 自己用住宅に関する案件
  - イ 店舗、工場又は事務所等と住宅部分が切り離し困難な併用住宅に関する案件
- (2) 法人その他の団体（地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する案件であって、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- (3) 前2号以外の案件で、審査会が非公開とすべきと認めたもの
- (4) 前3号以外の場合で、緊急に公開できない事項を取り扱う必要が生じたため特に会長が非公開とすべきと認めたもの

#### (会議の傍聴)

第3条 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。

- (1) 傍聴人の定員は10名とする。（報道機関を除く。）
- (2) 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催予定時刻の5分前までに氏名、住所を所定の用紙に記入し受付を済ませるものとする。
- (3) 会議を傍聴しようとする者が定員を超える場合は抽選による。
- (4) 傍聴人は、係員の指示に従い入室するものとする。
- (5) 会議開会以降の入室は認めないものとする。
- (6) 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
  - ア 銃器、棒、その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
  - イ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘の類を携帯している者
  - ウ はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
  - エ ラジオ、拡声器、無線機の類を携帯している者
  - オ マイク、録音機、写真機、ビデオカメラの類を携帯している者。ただし、報道機関については、この限りでない。
  - カ 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
  - キ 下駄、木製サンダルの類を履いていると認められる者
  - ク 酒気を帶びていると認められる者
  - ケ 異様な服装をしている者

- コ その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- (7) 児童及び乳幼児は、傍聴することができない。ただし、審査会が認めた場合はこの限りでない。
- (8) 会議を傍聴する者は、次の事項を守らなければならない。
- ア 会議開催中は、静肅に傍聴すること
  - イ 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと
  - ウ 談話をし、又は騒ぎ立てるなど会議の妨害となるような行為をしないこと
  - エ 携帯電話及びポケットベルの類を携帯している者は、会議開催中その電源を切っておくこと
  - オ 会場において、飲食又は喫煙をしないこと
  - カ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、報道機関については、この限りでない。
  - キ その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと
- (9) 傍聴人は係員の指示に従わなければならない。
- (10) 傍聴人が前2号に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるものを除くほか、審査会の会議の公開等に関する必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、平成13年1月29日から施行する。